

元食産第2429号  
令和元年10月1日

食品産業関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局長

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行等について（通知）

本日、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行されました。

本法律では、事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努める旨規定されています。

また、食品ロスを含めた食品廃棄物等の発生抑制については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づき、取組が進められてきました。

特に、同法に基づき本年7月に策定した新たな基本方針においては、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減する新たな目標を設定することとともに、食品関連事業者の発生抑制・再生利用の取組状況の公表を促進することなどにより、食品ロスの削減を更に進めることとしました。

つきましては、貴団体におかれましては、今後の食品ロスの削減に向け、これらの法律の趣旨・内容について御理解をいただいた上で、一層の御尽力、御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、このことについて、会員の皆様にも周知いただきますようお願いいたします。